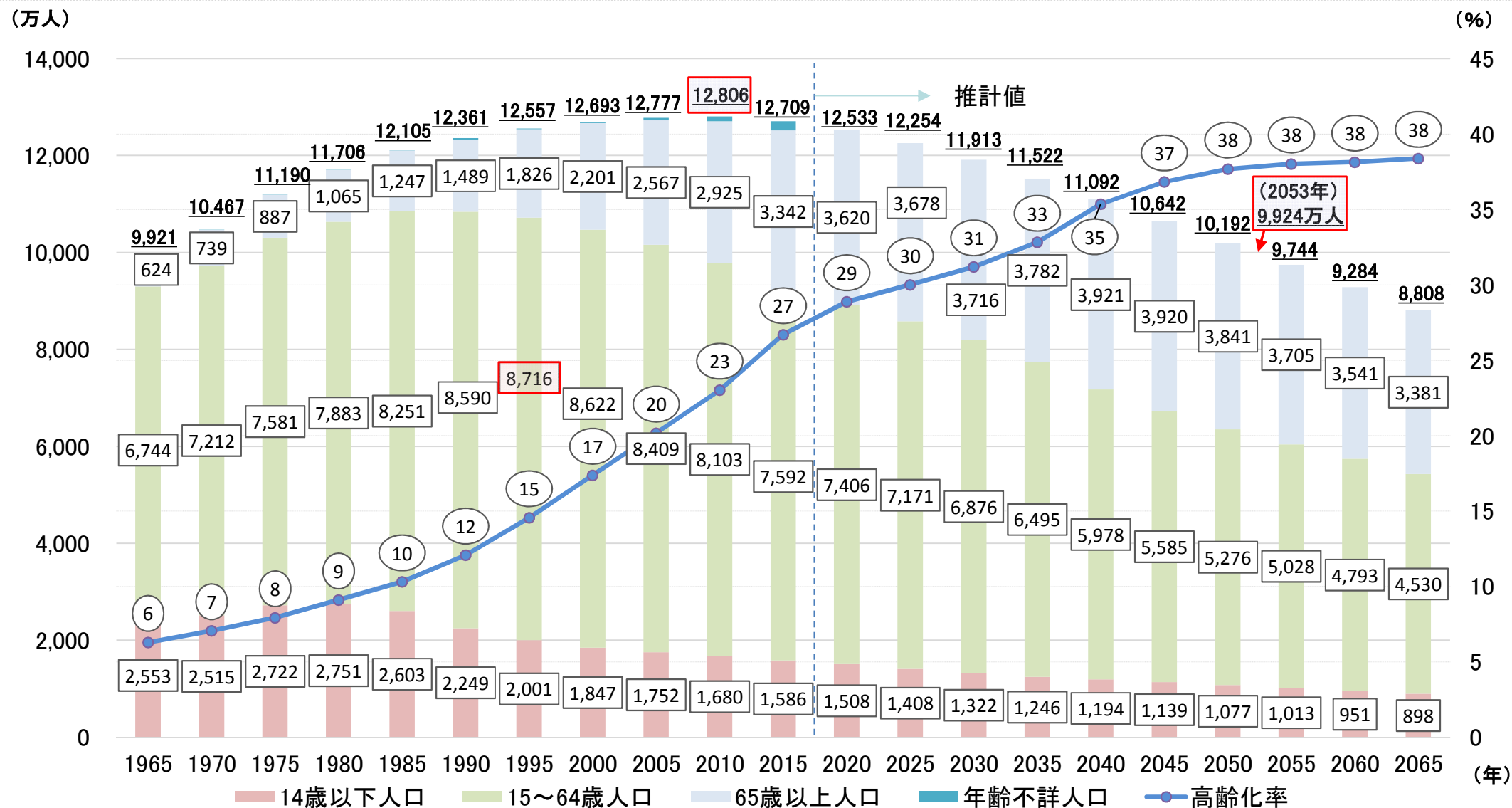


(参考)建設業を取り巻く現状について

総人口と高齢化率の推移

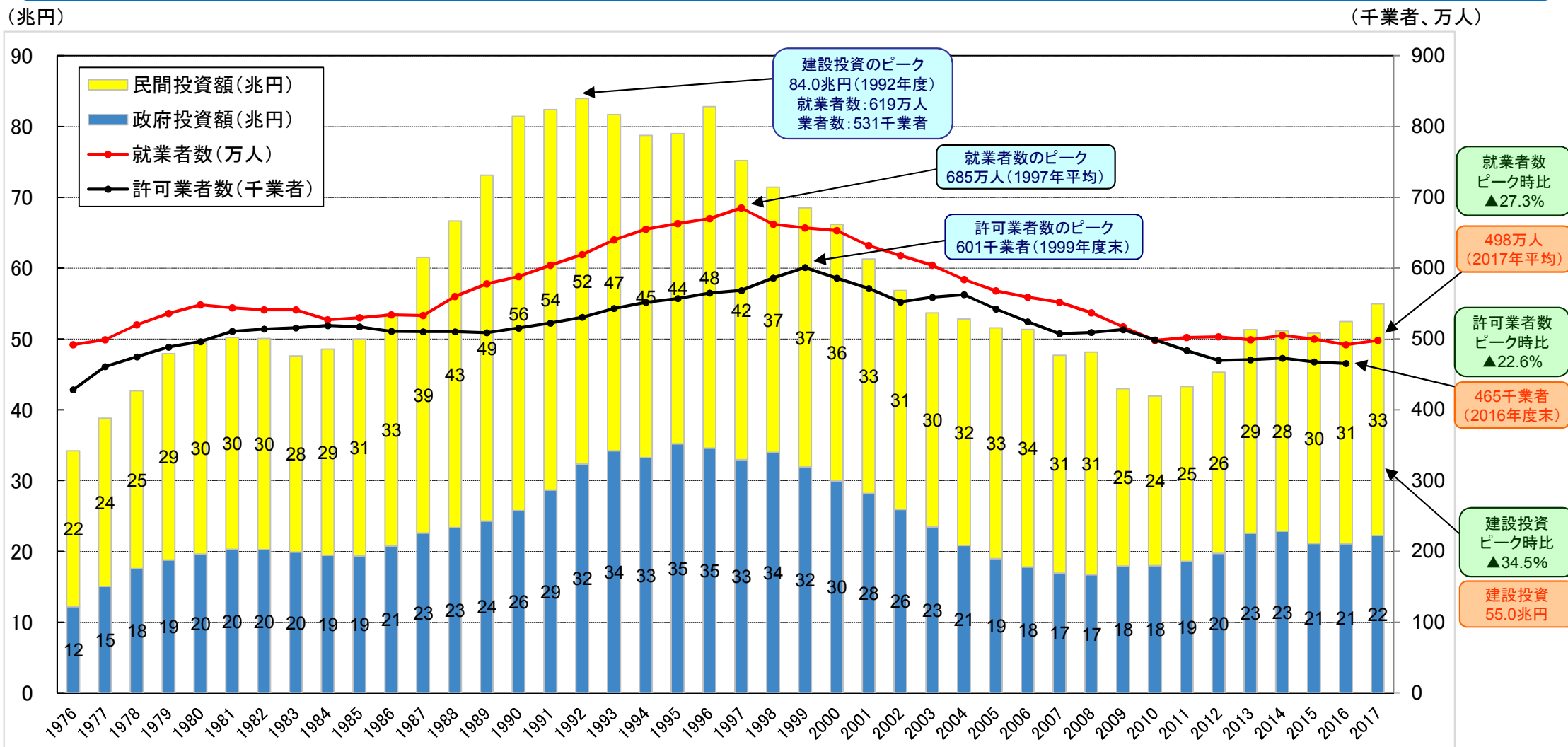
- 生産年齢人口(15～64歳人口)は1995年をピークに減少し、総人口も2010年をピークに減少。
- 2053年には総人口が1億人を割り込む見込み。



出典：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年3月) ※出生中位・死亡中位推計

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2017年度は約55兆円となる見通し（ピーク時から約35%減）。
- 建設業者数（2016年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約23%減。
- 建設業就業者数（2017年平均）は498万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



注1 投資額については2014年度まで実績、2015年度・2016年度は見込み、2017年度は見通し

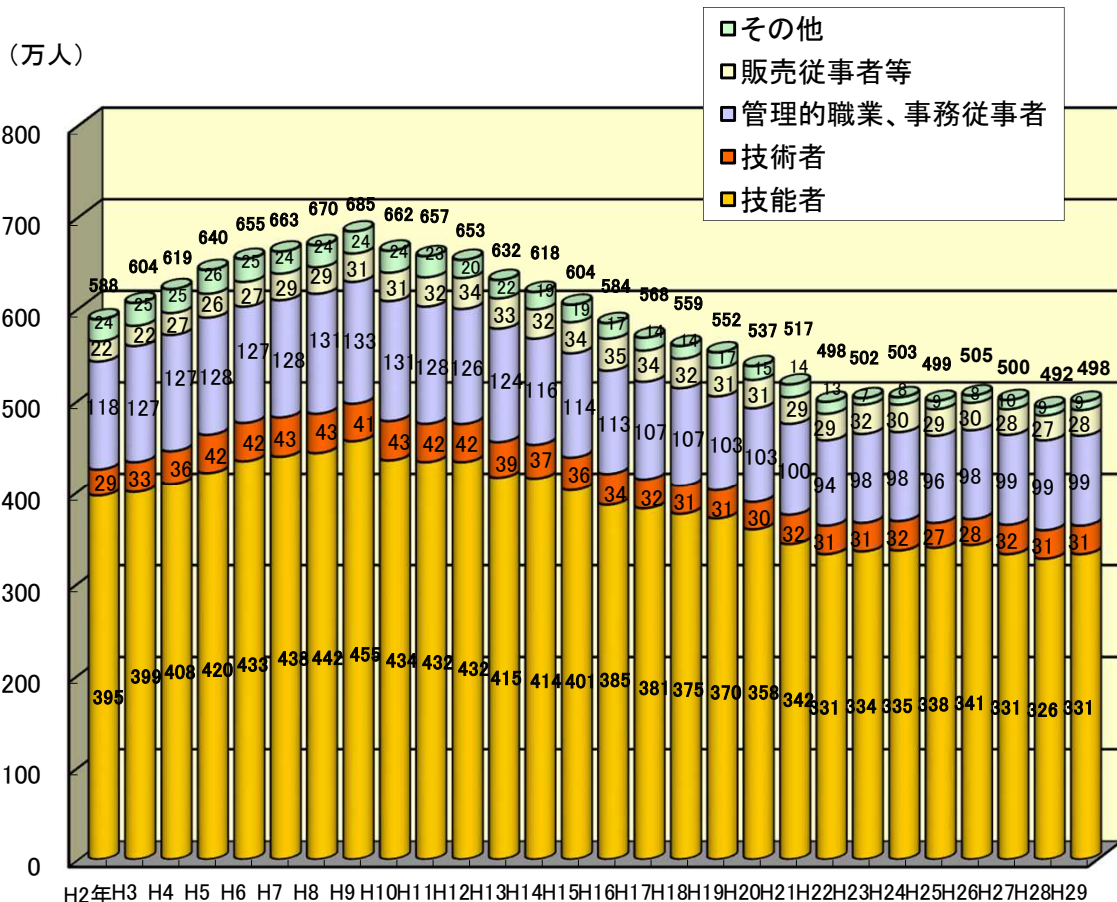
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

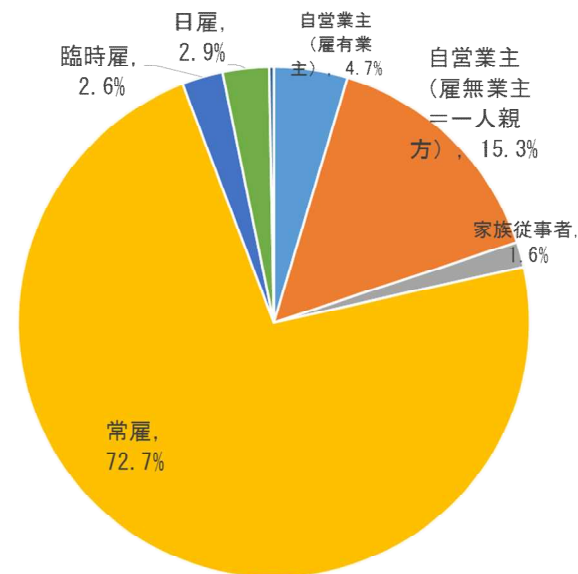
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 498万人(H29)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H29)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H29)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設技能者(331万人)の雇用形態別内訳

	建設技能者	
	人数(万人)	割合
自営業主(雇有業主)	15	4.7%
自営業主(雇無業主＝一人親方)	51	15.3%
家族従事者	5	1.6%
常雇	241	72.7%
臨時雇	9	2.6%
日雇	10	2.9%
不明	1	0.3%
計	331	100.0%

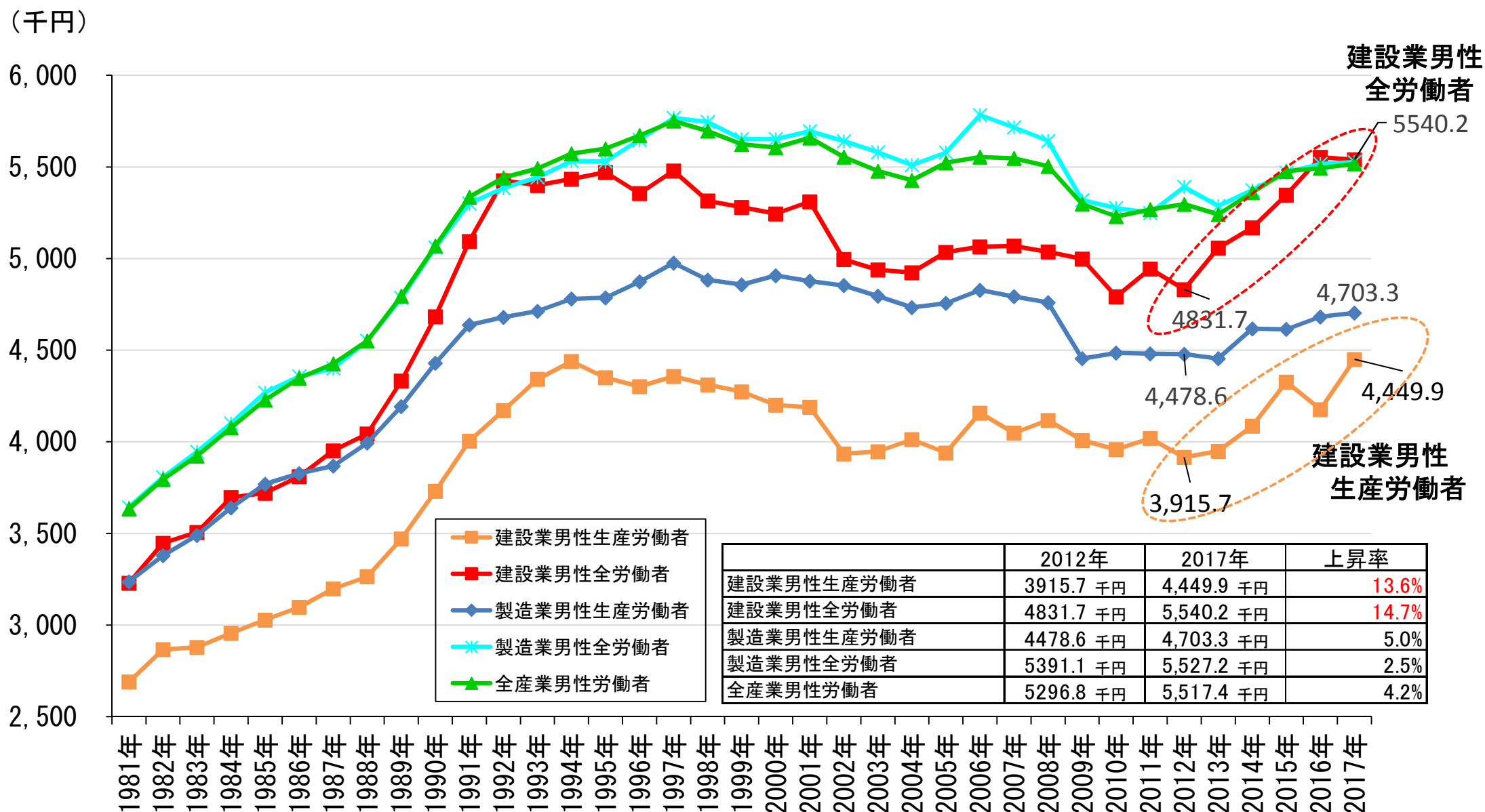


※用語の説明

- ・自営業主：個人経営の事業を営んでいる者
 - 雇有業主：1人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者
 - 雇無業主：従業者を雇わず自分だけで又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者(いわゆる一人親方)
- ・家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者
- ・常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者
- ・臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
- ・日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

出典：総務省労働力調査(2017年平均)をもとに国土交通省にて推計

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



参考:

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

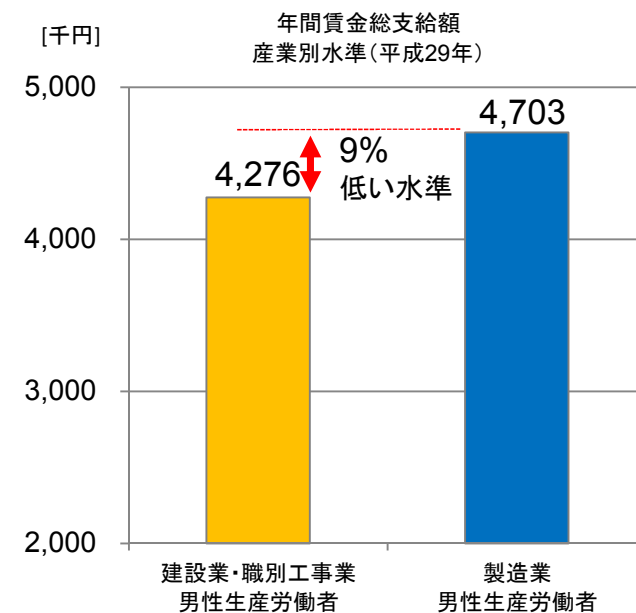
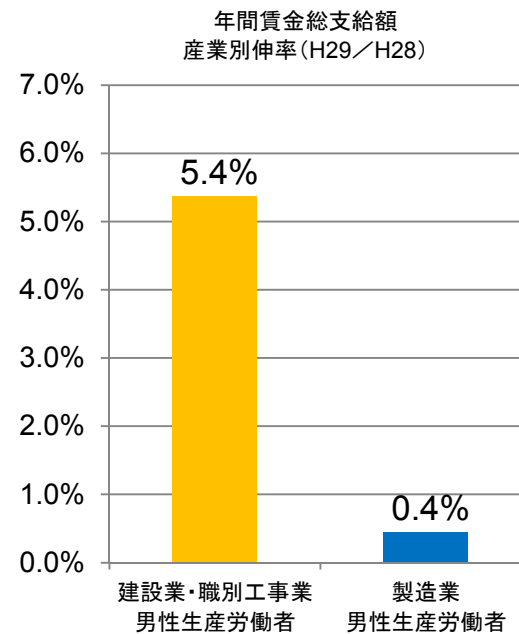
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○建設業（職別工事業男性生産労働者）の賃金は近年上昇傾向にあり、年間賃金の前年からの伸び率は約5%と製造業と比べても高い伸び率。

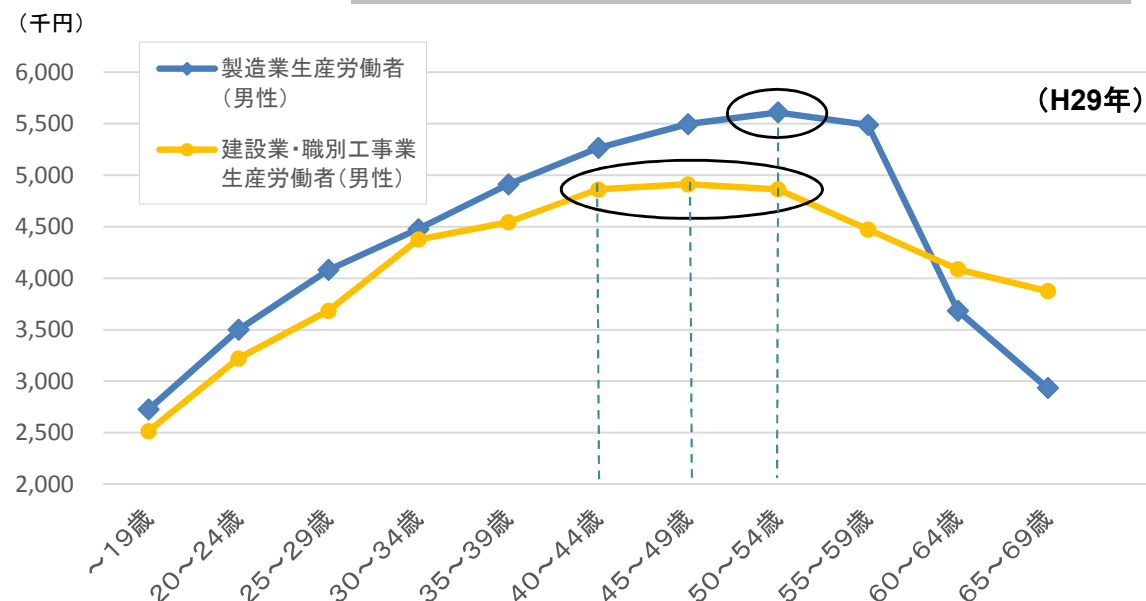
○一方で、製造業と比べて1割程度低い賃金水準となっている。

○製造業の賃金のピークは50～54歳であることに對し、建設業の賃金ピークは45～49歳。

○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、40代前半でピークの水準に到達していることから、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



賃金水準の比較 出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

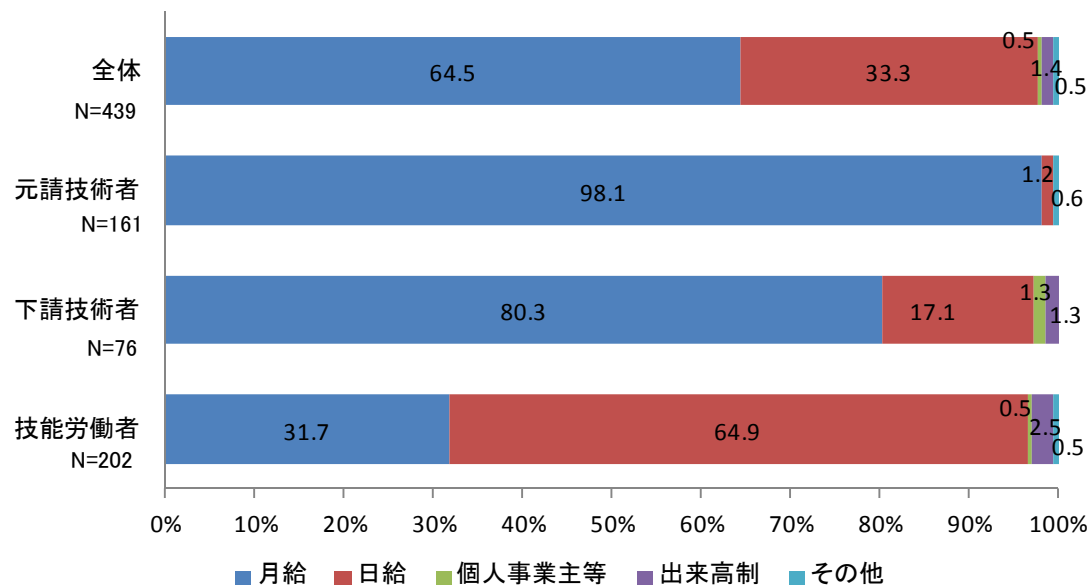


年齢階層別の賃金水準 出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

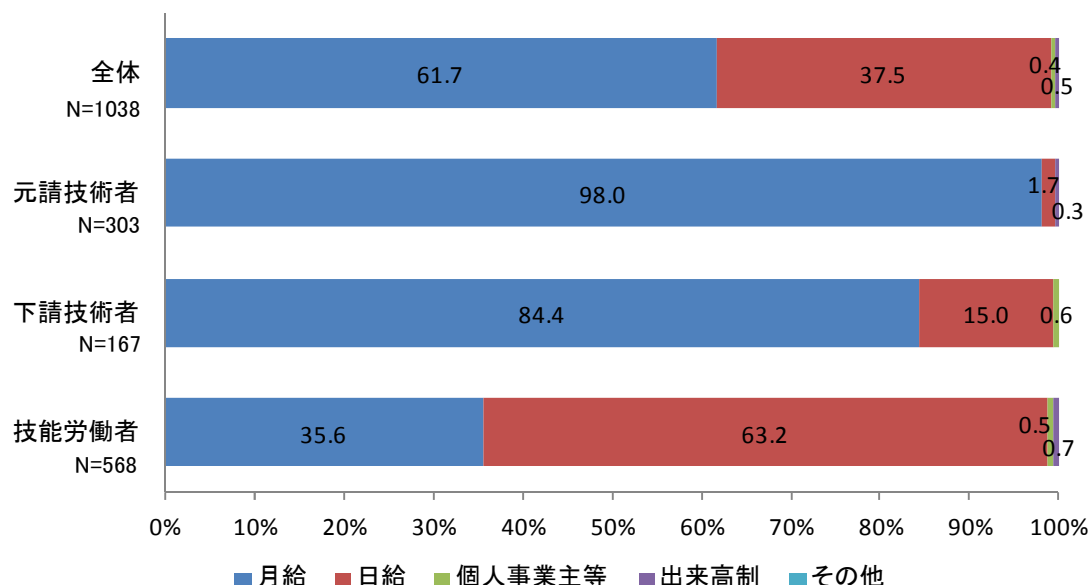
技術者・技能労働者の給与形態

- 元請・下請問わず、技術者はほとんどが月給制となっている。
- 一方で、技能労働者は6割以上が日給制となっている。

給与形態
(週休2日モデル工事の場合)



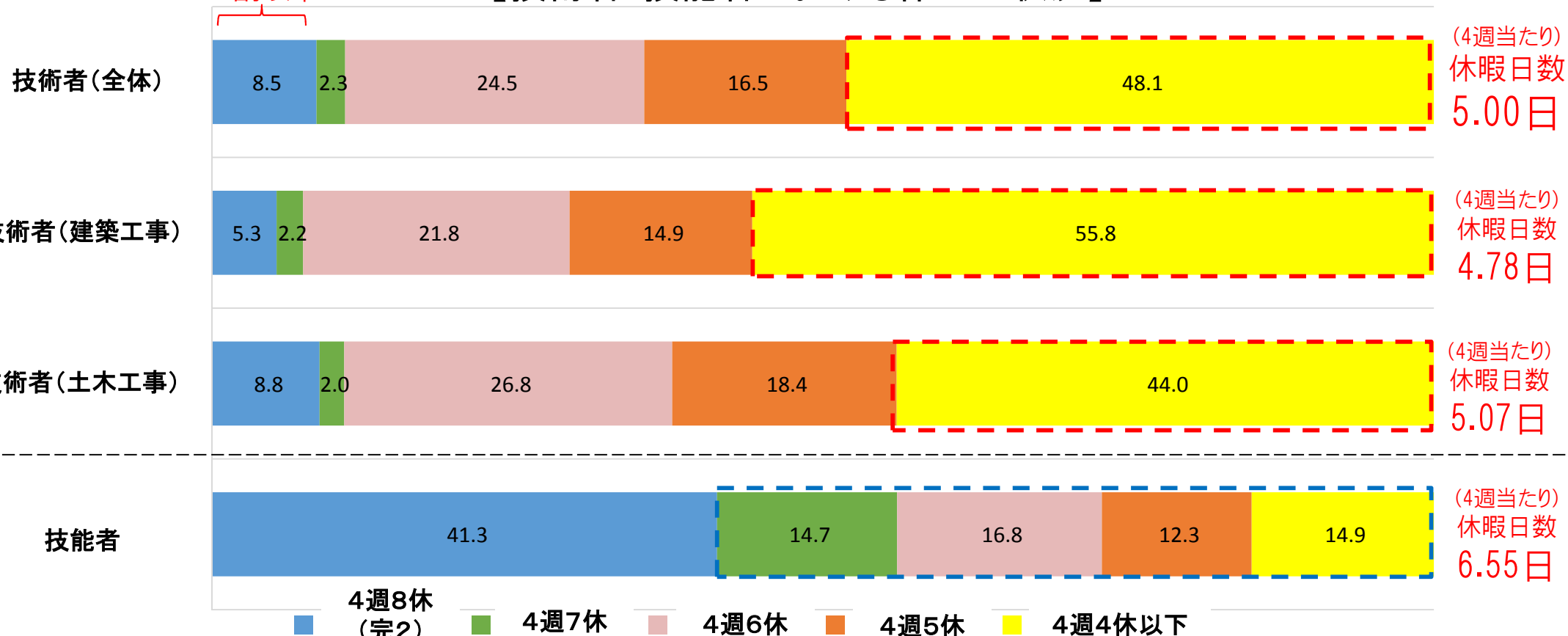
給与形態
(週休2日モデル工事以外の場合)



- 技術者の約半数が4週4休以下で就業している状況。
- 技能者の約6割は4週8休で就業できていない状況。

現在4週8休は
1割以下

【技術者・技能者における休日の状況】



【技能者】出典：公共事業労務費調査(平成29年10月調査)

※「労働日数」は4週8休を22日、4週7休を23日、4週6休を24日、4週5休を26日とする

※「労働日数」は所定内＋有給休暇＋休日労働日数とする

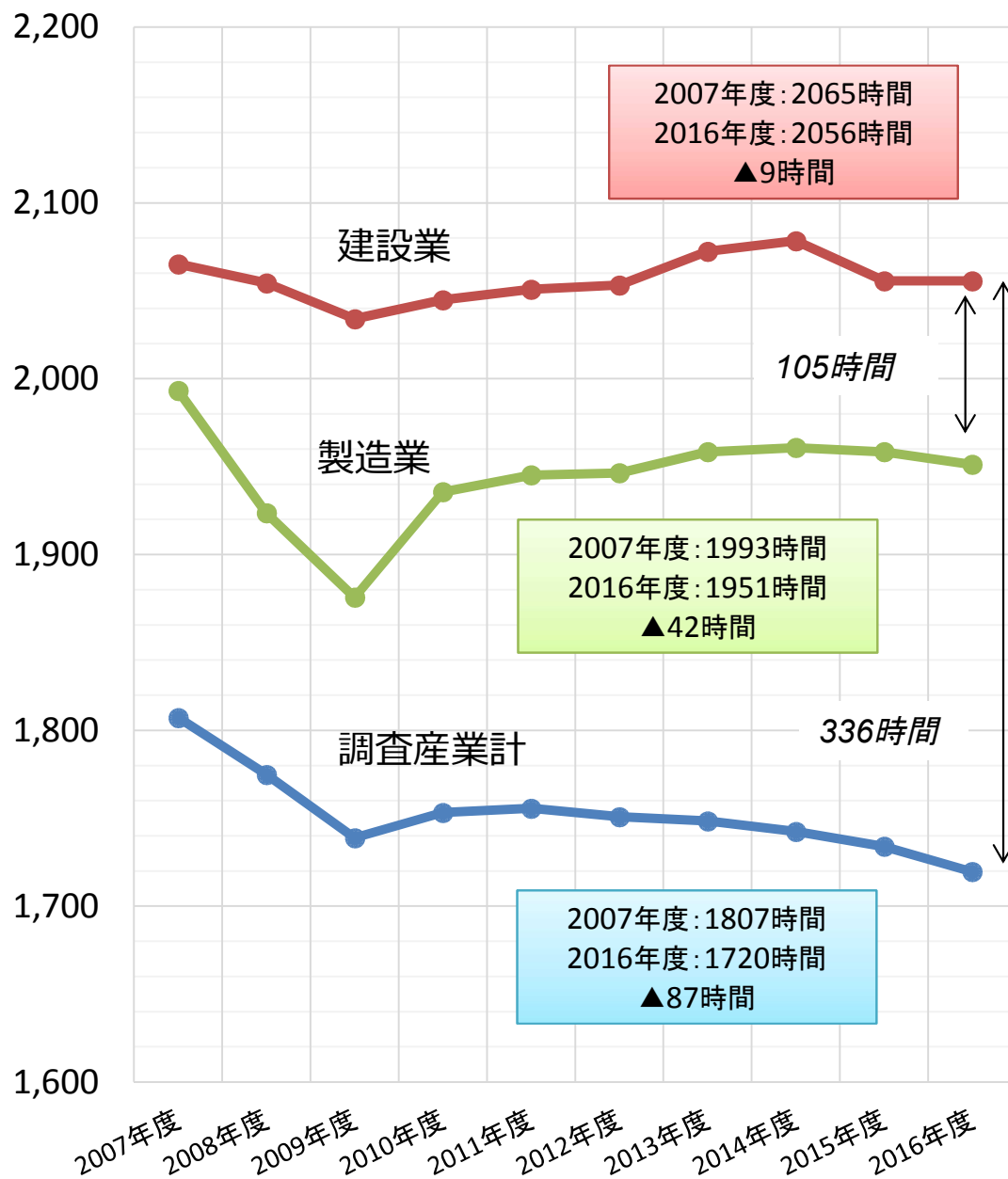
※休日労働日数は休日労働時間数を「所定内労働時間数を所定内労働日数で割った値」で割返し算出

【技術者】出典：日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

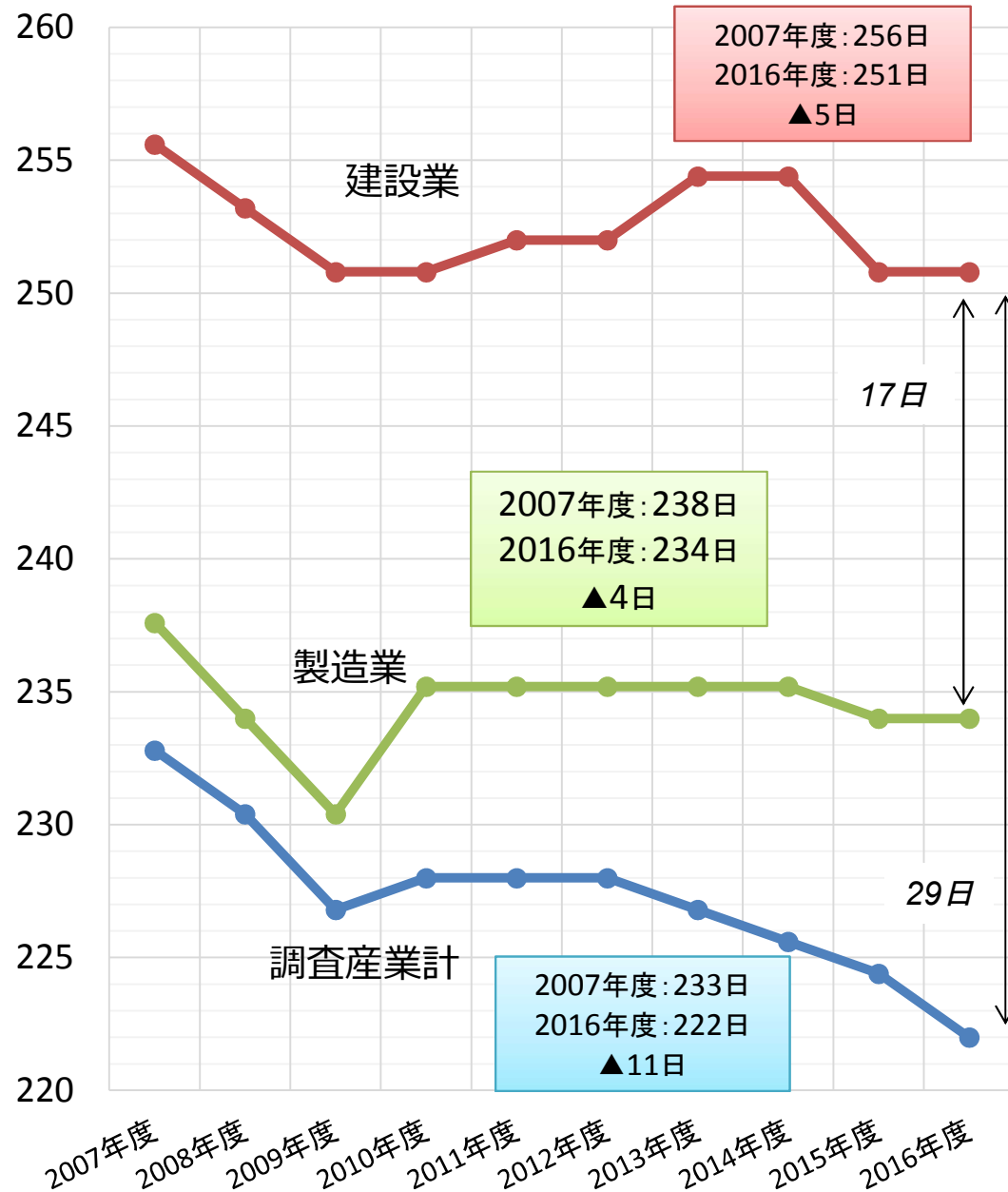
年間総実労働時間の推移

(時間)



年間出勤日数の推移

(日)



改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

《労働基準法改正により法定：罰則付き》

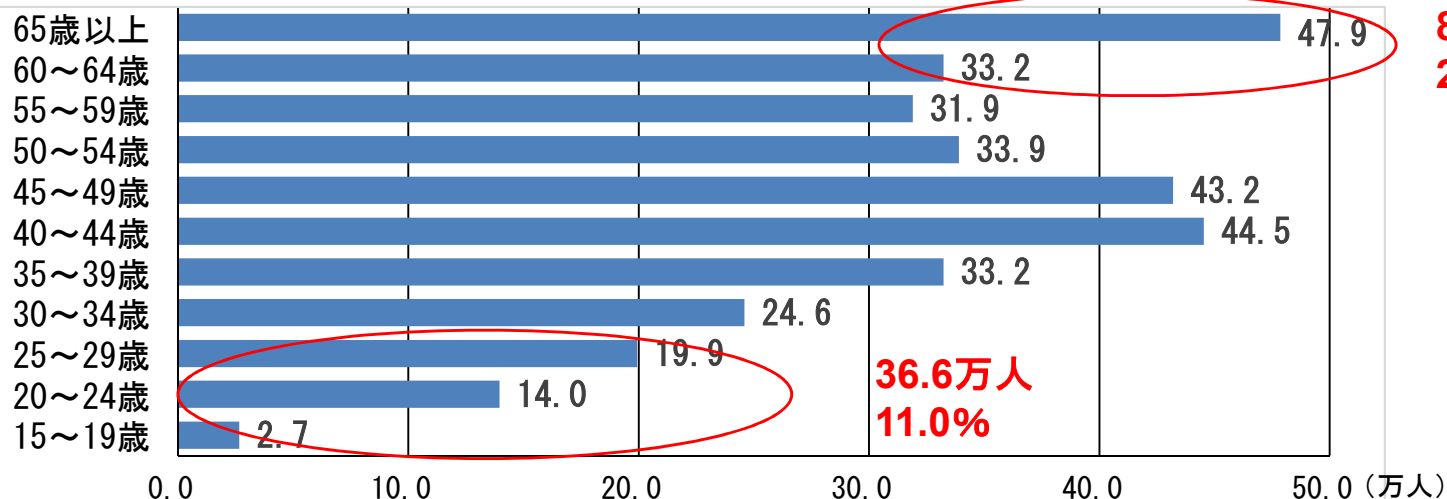
- (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ……第36条第4項
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間（月平均60時間） ……第36条第5項
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも 上回ることの出来ない上限を設定
 - a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） ……第36条第5項第3号
 - b. 単月100時間未満（休日出勤を含む） ……第36条第6項第2号
 - c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 ……第36条第5項
- (2) 建設業の取り扱い
 - ・施行後5年間 現行制度を適用 ……第139条第2項
(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2項、3項は適用しない)
 - ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない^(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ……第139条第1項

※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

年齢階層別の建設技能者数・建設業への入職状況

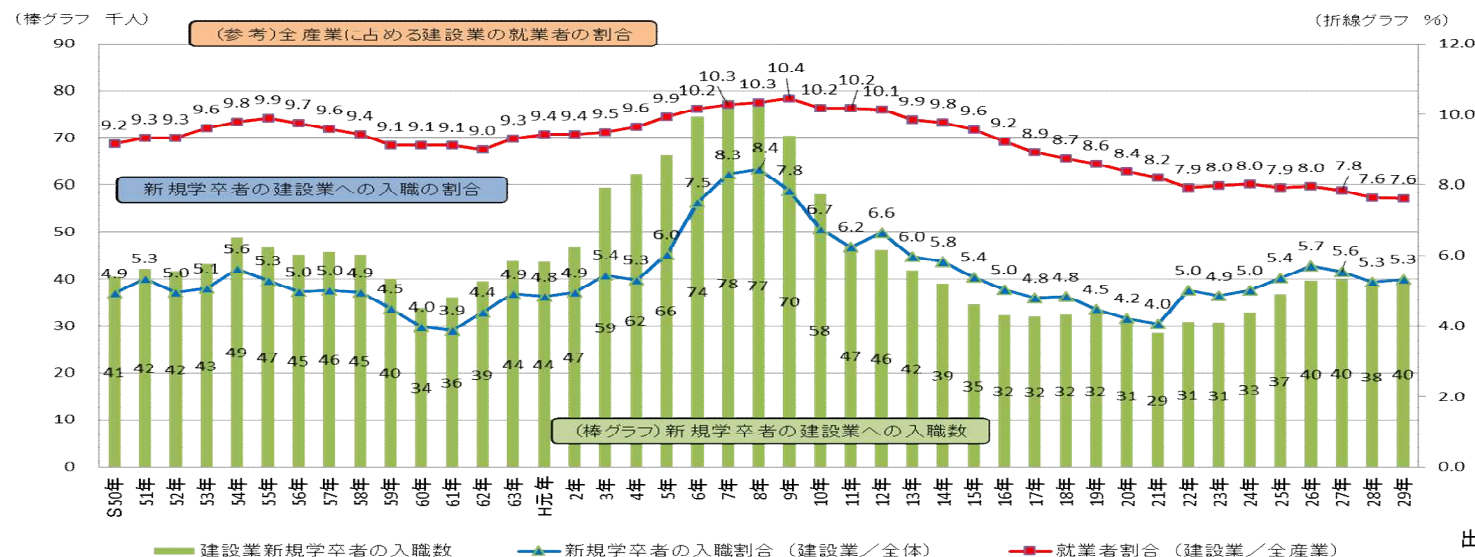
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)

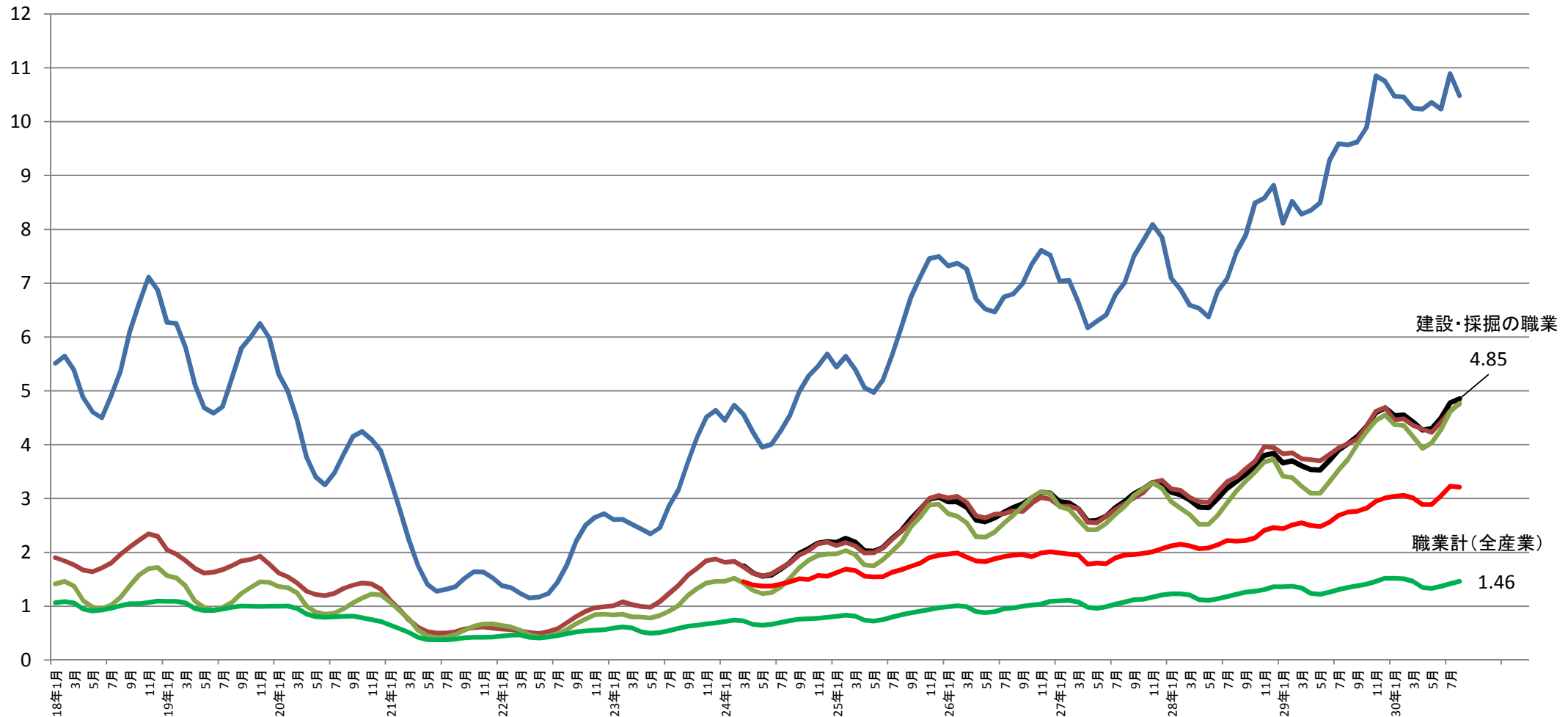


年齢階層別の建設技能者数
出所:総務省「労働力調査」(H29年平均)をもとに国土交通省で推計

- 新規学卒者の建設業への入職者数は、平成21年には3万人を下回ったが、近年は4万人前後にまで回復。
- 新規学卒者の建設業への入職割合は、平成21年には4%まで下がったが、近年は5～6%で推移。



建設技能労働者の有効求人倍率



- 建設・採掘の職業※
- 建設躯体工事の職業
- 建設の職業
- 土木の職業
- 電気工事の職業
- 職業計(全産業)

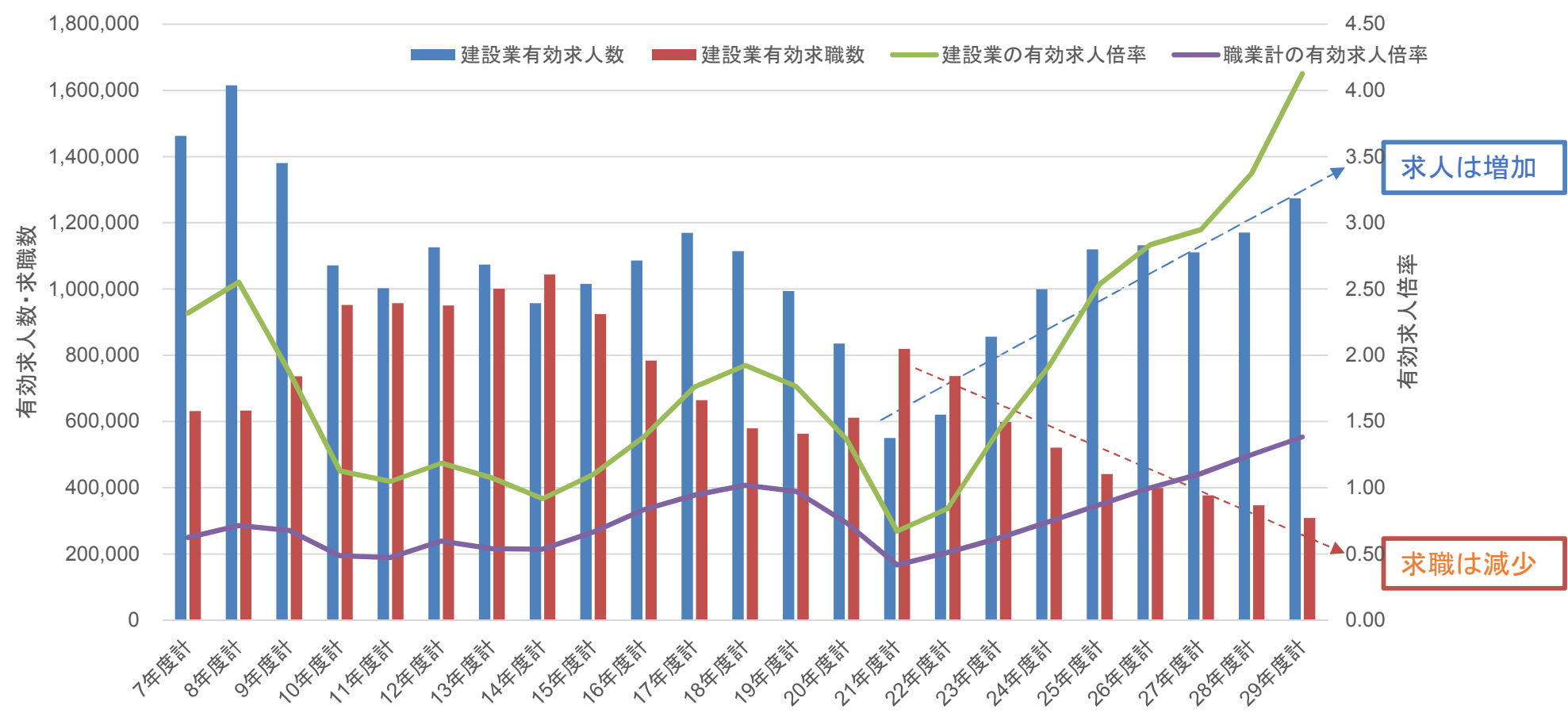
※建設・採掘の職業の内訳

- ・建設躯体工事の職業(型枠大工・とび工・鉄筋工)
- ・建設の職業(大工・左官・配管工・内装工等)
- ・土木の職業(土木作業員等)
- ・電気工事の職業
- ・採掘の職業

出典：一般職業紹介状況
(厚生労働省)

近年の建設業の有効求人倍率の高まりは、建設業者側の常用雇用者への求人需要が高まる一方で、建設業関係で求職する労働者数が大幅に減少していることに起因する

建設業の有効求人数、求職数、有効求人倍率の推移

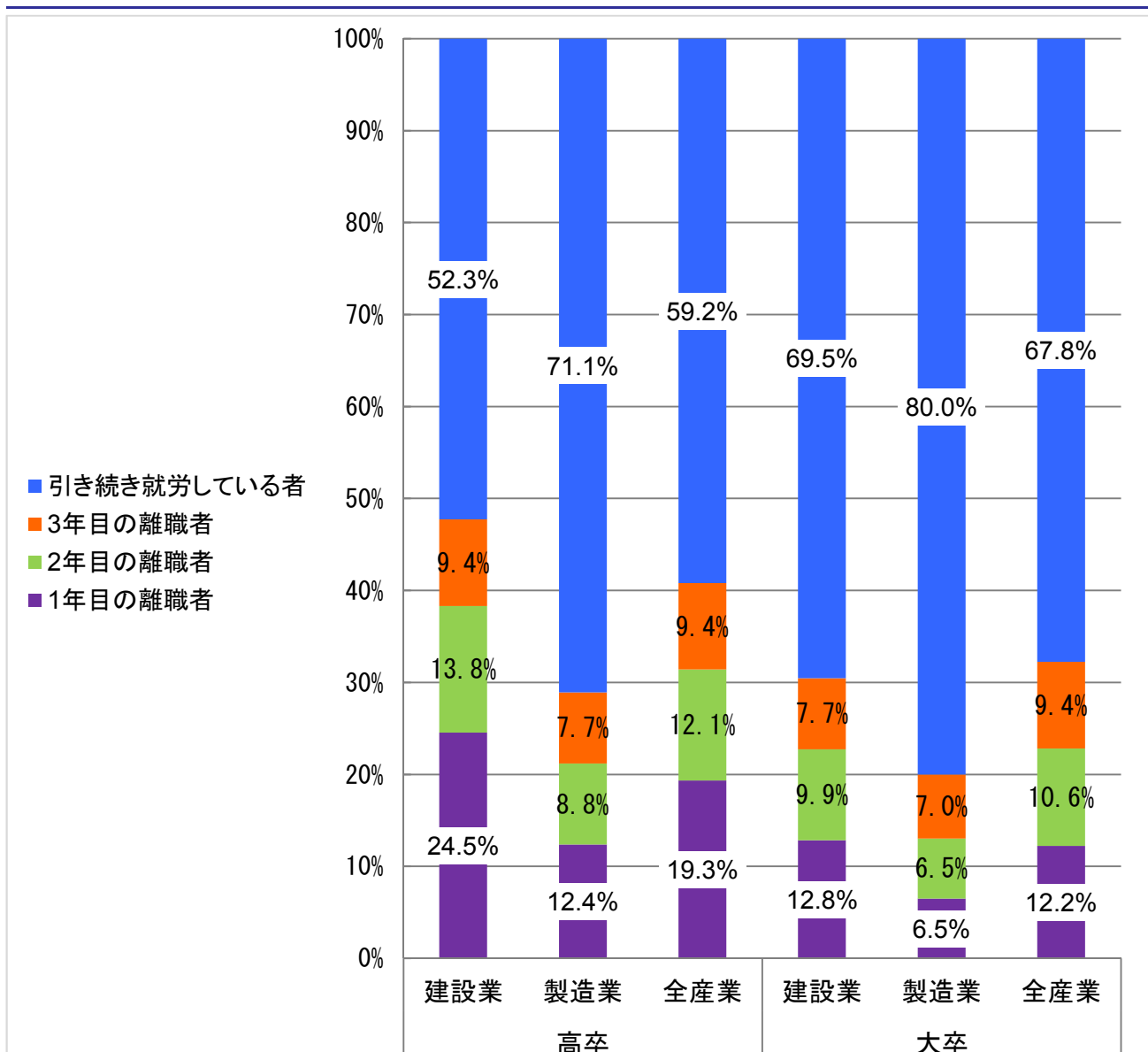


データの出所:厚生労働省・一般職業紹介状況(職業安定業務統計)に基づき国土交通省において作成
注)建設業「建設・採掘の職業(H24年度以降)」、「電気作業、採掘、建設躯体、建設、土木の職業(H12～H23年度)」、「電気作業、建設、土木・舗装・鉄道線路工事の職業(H7～H11年度)」の年度別の数字を経年でみたもの

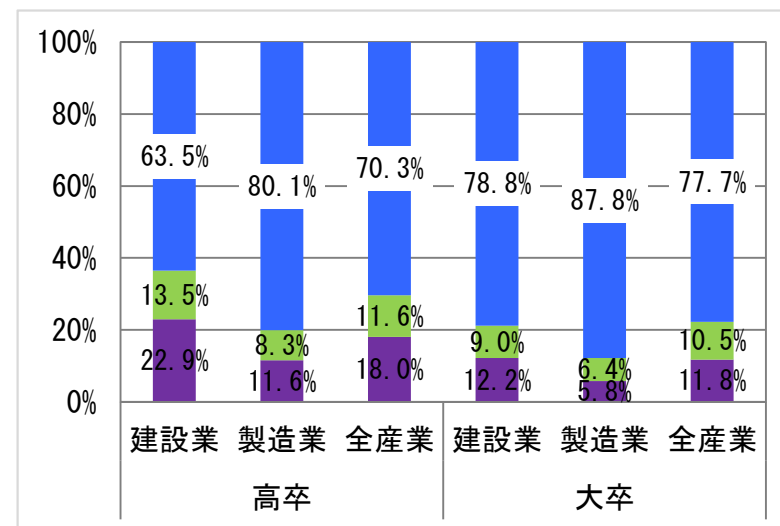
建設業における離職状況(3年目までの離職率)

○ 建設業の離職率は他産業よりも高く、年々改善しているものの、特に1年目の割合が高くなっている。

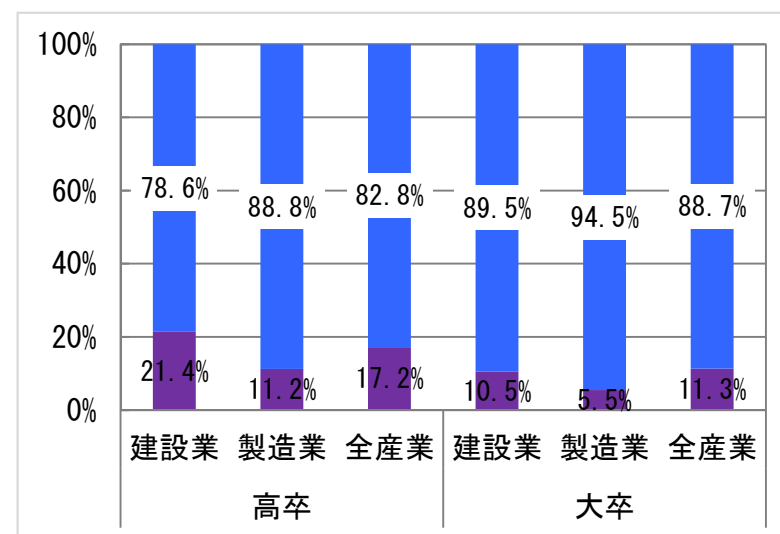
平成26年3月卒



平成27年3月卒

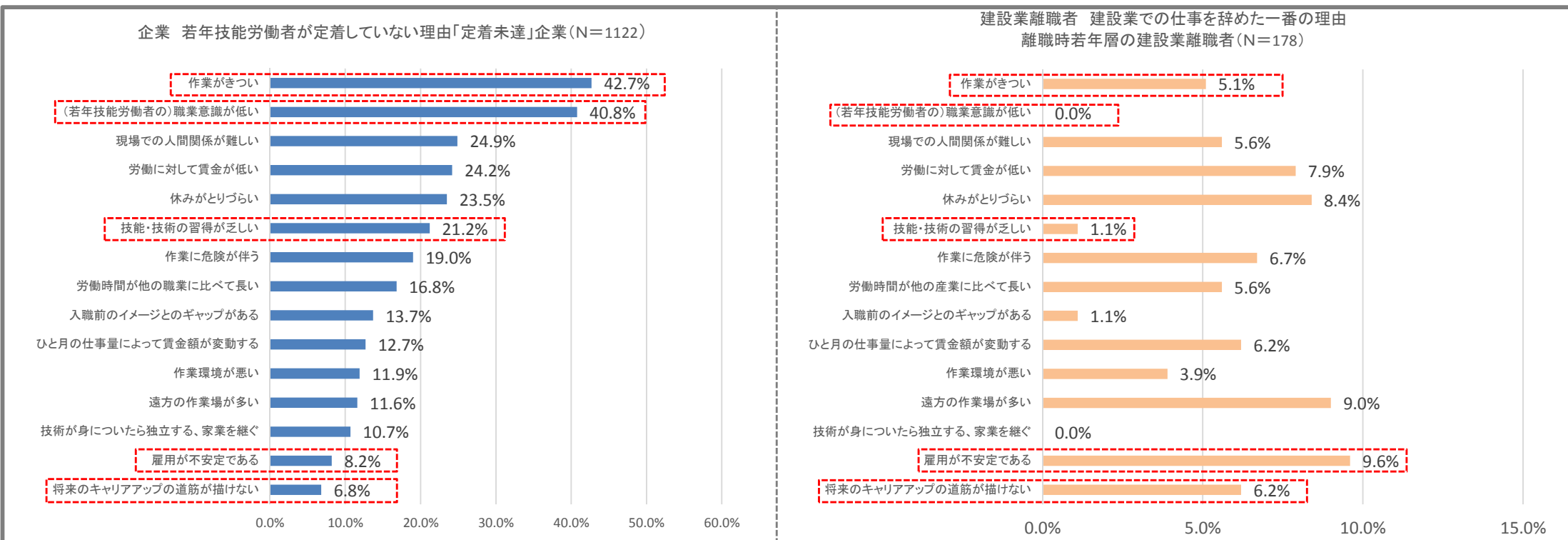


平成28年3月卒



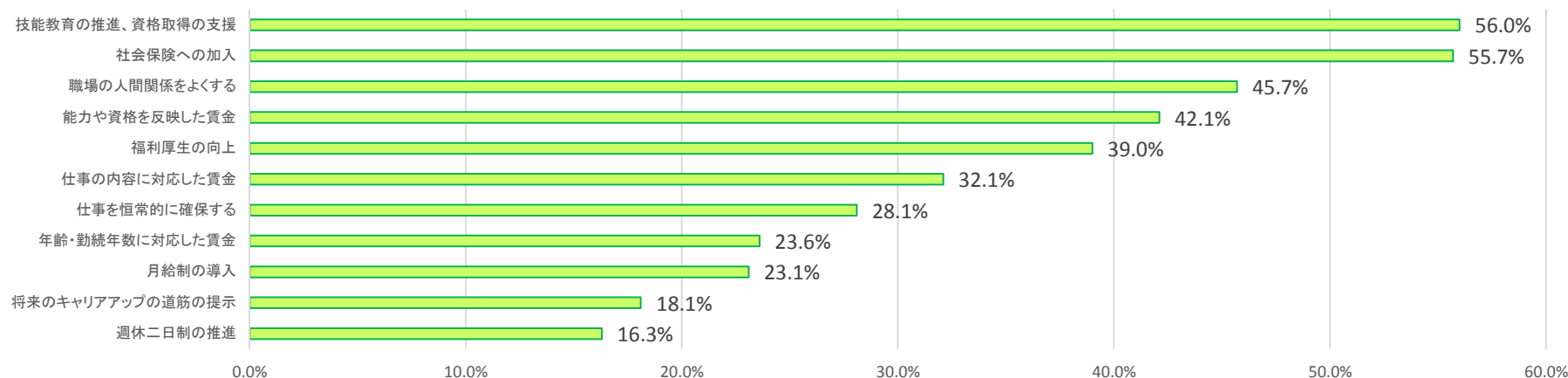
若手の技能労働者が定着しない主な原因

■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答）／建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」より国土交通省作成

■ 若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答）／「定着達成」企業（N=2249）



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成26年度）」より国土交通省が作成

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査、平成29年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあり、地方別及び次数別においても加入割合の差が縮まっています。

